宮城県農業農村整備事業等設計業務共通仕様書　新旧対照表（令和５年１０月）

（下線の部分は改定部分）

＜　改定後（令和５年 10 月）　＞	＜　現　行（令和３年 10 月）　＞	＜　備考　＞
条文 **第１章　総　　則** **第１－１条　～　第１－５条　［略］** **第１―６条　管理技術者** 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 ２　［略］ ３　管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、「ＲＣＣＭ」という。業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士［コンクリート構造物分野］（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。 （１）～（３）　［略］ ４～８　［略］ **第１―７条　照査技術者及び照査の実施** 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が照査技術者を設置する必要がないと認め設計図書に明示した場合にはその限りでない。 ２　照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、ＲＣＣＭ（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）のいずれかの資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。 （１）～（３）　［略］ ３～６　［略］ **第１－８条　～　第１－３８条　［略］** **第２章　設計業務　［略］**	**条文** **第１章　総　　則** **第１－１条　～　第１－５条　［略］** **第１―６条　管理技術者** 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。 ２　［略］ ３　管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、「ＲＣＣＭ」という。業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士［コンクリート構造物分野］（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。 （１）～（３）　［略］ ４～８　［略］ **第１―７条　照査技術者及び照査の実施** 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が照査技術者を設置する必要がないと認め設計図書に明示した場合にはその限りでない。 ２　照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、ＲＣＣＭ（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）のいずれかの資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。 （１）～（３）　［略］ ３～６　［略］ **第１－８条　～　第１－３８条　［略］** **第２章　設計業務　［略］**	